

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 3 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第 1 表に示すとおり、職員の総数は 20,345 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 9 種 11 給料表が適用されている。

第 1 表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	任期付の職 (医療職 (3))	計
職員数	4,621	2,869	41	12,284	207	282	3	11	27	20,345
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高 校等の 教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	特定任期 付職員	行政職員	看護師	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (1)(2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	条例第7条 第1項の 給料表	行政職 給料表	医療職 給料表 (3)	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により採用された職員の職である。
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 3 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢 42.2 歳、平均経験年数 19.6 年、平均扶養親族数 1.1 人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢 40.8 歳、平均経験年数 17.9 年、平均扶養親族数 1.0 人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第 2 表に示すとおりである。

第 2 表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、() 内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,124 (54.7)	9,221 (45.3)	20,345 (100.0)
行政職	2,863 (62.0)	1,758 (38.0)	4,621 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,448 (80.8)	2,067 (10.2)	1,808 (8.9)	22 (0.1)	20,345 (100.0)
行政職	3,604 (78.0)	566 (12.2)	451 (9.8)	0 (0.0)	4,621 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年 4 月における職員全体の平均給与月額は、第 3 表に示すとおり、384,577 円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は 346,499 円である。

第 3 表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		384,577	346,499
内 訳	給 料	350,513	314,129
	扶 養 手 当	11,876	10,711
	そ の 他	22,188	21,659

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 346 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 134 事業所を対象に「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第 4 表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベース改定の慣行のない事業所の割合が 70.3%（昨年 59.8%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は 13.1%（同 23.3%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は 16.6%（同 16.9%）となっている。

また、第 5 表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 75.6%（昨年 77.6%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所の割合は 5.4%（同 5.2%）、定期昇給制度のない事業所の割合は 19.0%（同 17.2%）となっている。

第 4 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	13.1	16.6	0.0	70.3
管理職（課長級）	12.1	16.7	0.0	71.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	81.0	75.6	14.9	11.7	49.0	5.4	19.0
管理職（課長級）	80.7	74.4	14.4	13.2	46.8	6.3	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で34.5%（昨年38.1%）、高校卒で22.0%（同31.1%）となっており、そのうち大学卒で24.6%（同45.4%）、高校卒で25.0%（同47.7%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	34.5	(24.6)	(70.3)	(2.0)	65.5
高 校 卒	22.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	78.0

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。
2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について7,728円、配偶者と子1人について10,858円、配偶者と子2人について13,624円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	平 均 支 給 月 額
配 偶 者	7,728
配 偶 者 と 子 1 人	10,858
配 偶 者 と 子 2 人	13,624

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

(イ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額との4.29月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	295,741 円
	上 半 期 (A ₂)	296,875 円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	631,327 円
	上 半 期 (B ₂)	639,422 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.13 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.15 月分
年 間 の 平 均		4.29 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり27円(0.01%)上回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	
348,831 円	348,858 円	△ 27 円	(△ 0.01%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表に示すとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）
8 級	課長		
7 級		課長代理、中間職（課長－係長間）	課長
6 級	課長		
5 級		係長	課長代理、中間職（課長－係長間）
4 級	係長		
3 級		主任、中間職（係長－係員間）	主任、中間職（係長－係員間）
2 級	係員		
1 級		係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.1%、沖縄県で0.4%、全国で0.4%下降している。

第11表 消費者物価指数

区分	令和3年4月	令和2年4月	対前年同月比 (%)
那 覇 市	101.4	101.5	△ 0.1
沖 縄 県	101.3	101.8	△ 0.4
全 国	101.4	101.9	△ 0.4

(注) 平成27年=100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりとなっている。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(令和3年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
107,540円	171,450円	179,710円	187,980円	196,260円

(参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均19円(0.00%)上回っており、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととした。

(2) 特別給

また、特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.13月分上回っていたことから0.15月分引き下げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととした。

(参考資料4 人事院勧告等の骨子 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.15月分引き下げて4.30月分とすること。

支給月数の引き下げ分は、本年度については12月期の期末手当を0.15月分引下げ、令和4年度以降においては6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(3) その他の課題

児童相談所に勤務する職員については、児童虐待相談件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により業務の困難性・特殊性が増していることから、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善に向け、業務の実態や他の都道府県の状況を考慮し、特殊勤務手当の改正について検討する必要がある。

7 勧告実施の要請

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、職員においては、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく高い使命感と誇りを持って職務に精励していることに深く敬意を表する。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

本年の勧告は、昨年来の厳しい経済情勢を受けて月例給の据置き

及び特別給の引下げという厳しい勧告内容となったが、公務員の給与は民間の水準と均衡させることにより社会一般の情勢に適応した適正な水準が確保されるものであることを御理解いただきたい。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員にあっては、0.625 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員にあっては、0.525 月分）とすること。

ウ 大学の学長

期末手当の支給割合を 1.575 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.675 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

ウ 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)、3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。